

キャッチコピー・ロゴマークリニューアル業務委託事業について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年3月17日

福井県知事 杉本 達治

1 業務概要

(1) 業務名

キャッチコピー・ロゴマークリニューアル業務委託事業

(2) 業務目的

現在のキャッチコピー・ロゴマークである「地味にすごい、福井」は北陸新幹線開業に向けたものであり、本県の開業プロモーションにおいて一定の役割を果たした。今回、新幹線開業効果の維持・拡大、中部縦貫自動車道の県内全線開通など観光需要の拡大の好機を捉えた観光誘客を一層促進することなどを目的に新たに策定する「ネクストふくい観光ビジョン」の内容を反映したPRキャッチコピー・ロゴマークを制作し、本県のイメージを訴求する。

(3) 業務内容

①福井県のPRキャッチコピーおよびロゴマークの募集等

ア キャッチコピーおよびロゴマークの募集および選定

- ・キャッチコピーの募集を行い、確定後、キャッチコピーに相応しいロゴマークの募集を行うこと
- ・福井県内および全国の広報媒体を活用し、広く公募を行うこと
- ・公募自体が話題となるような企画を考えること
- ・質の高い作品を募集・選定できるよう、企画すること
- ・募集した作品については、キャッチコピーおよびロゴマークの審査をそれぞれ行い、各5点～10点程度を選定すること
- ・審査で選定した作品については、①イの県民アンケートを行うこと
- ・資格、年齢等を問わず誰でも応募可能とすること
- ・デザインマニュアルを作成すること

イ 県民アンケートの実施

- ・キャッチコピーおよびロゴマークについて、募集・審査を経て選定された作品にそれぞれ県民アンケートを実施すること
- ・県内の広報媒体を活用すること

ウ 著作権および商標権

受託者は、選定したキャッチコピーおよびロゴマークについて、その作品が商標権を侵害していないことを第三者による調査により証明し、県民アンケート実施時までに県に報告すること。また、その作品が自作・未発表で、同一作品または類似作品がほかのコンテスト等への応募または発表予定がないこと、第三者の著作権を侵害するものではないこと、受託者が認識している限り、意匠権その他の知的財産権の一切の権利を侵害するものではないことを確約すること。なお、これらの違反があった場合にはその一切の責任を受託者が負うこととする。

エ その他

- ・キャッチコピーおよびロゴマークの仕様については契約予定者に県から提示するが、必要に応じて

助言を行うこと

②事務局

- ・上記（3）①アの実施にあたっては、事務局を設置し、募集・県民アンケート・公表に係る一連の業務を行うこと
- ・事務局においては、業務体制図を作成すること

③スケジュール

- ・業務スケジュールを作成すること

④公表

- ・キャッチコピーおよびロゴマークの募集、決定後の公表を行うこと
- ・雑誌広告や新聞、WEBおよびSNS等を活用し、広く公表すること

(4) 履行期限 令和8年3月31日（火）

<業務スケジュール>

令和7年	3月	企画提案公募
	4月	企画提案審査、事業者決定
	5月～7月	キャッチコピー 全国募集・審査
	8月	キャッチコピー 県民アンケート実施
	8月～9月	キャッチコピー 公表
	10月～12月	ロゴマーク 全国募集・審査
令和8年	1月	ロゴマーク 県民アンケート実施
	3月	キャッチコピー・ロゴマーク公表

(5) 成果品

- ・実績報告書 各5部
- ・採用されたキャッチコピー、ロゴデザイン
※納品形式：ai、PDF、JPEG
- ・デザインマニュアルなど本業務において作成した資料
- ・その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
※紙で作成する成果物については、電子データでも納品するものとする。

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること

ただし、後段3（3）に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

3 手続き等

(1) 業務担当課

〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部新幹線開業課

電話 0776-20-0546

FAX 0776-20-0381

E-mail shinkansen-kaigyo@pref.fukui.lg.jp

(2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

(3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

①提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

- ・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

②提出期限

令和7年3月28日（金）17時15分

③受付時間

令和7年3月17日（月）から同年3月28日（金）の8時30分から17時15分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記3（1）まで持参または郵送すること（郵送の場合であっても、提出期限までの到達が必須）

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和7年4月3日（木）までに行い、書面により申請者に通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

- ・様式2 1部
- ・次のア～エの内容を盛り込んだ企画提案書10部

※企画提案書はA4ヨコ（目安：5～10枚程度）、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

ア 業務内容に関する事項

上記「1（3）業務内容」に関する事業提案とし、以下の事項について具体的に記載すること

- ・これまでのキャッチコピー、ロゴデザインの募集および審査等に関する業務実績
※本業務と同様の事業を実施したことがある場合はその実績
- ・キャッチコピー、ロゴデザインの募集・県民アンケートの実施、公表に関する企画
- ・募集・公表にあたっては話題性のある企画
- ・審査に係る審査員および審査方法
- ・その他、必要に応じた独自の企画提案

イ 業務実施体制、業務スケジュール

※再委託等を予定する場合は、業務実施体制に反映すること

ウ 企画提案者の概要等（企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先）

エ 参考見積（概算）

業務の実施に当たり、キャッチコピー、ロゴマークの募集や審査会、県民アンケートの実施および公表にかかる経費およびその他の経費（打ち合わせにかかる経費、郵送料、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

②提出期限

令和7年4月9日（水）12時00分

③受付時間

令和7年3月17日（月）から同年4月9日（水）の8時30分から17時15分まで
（※4月9日は12時00分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記3（1）まで持参または郵送し、電子データをメールにて送付すること（郵送の場合、提出期限までに企画提案書の到達が必須）なお、提出された書類は返却しない。

（5）質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、上記3（1）までメールにて送付すること

①受付期間

令和7年3月17日（月）から同年3月24日（月）まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

②質問に関する回答

質問に対する回答は、3月26日（水）中にHPに掲載する。

4 契約方法等

（1）審査

審査委員会を設置し、企画提案書の内容を審査したうえで契約予定者を決定し、業務委託契約に必要な協議を実施する。評価は、以下の基準により行い、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

なお、必要に応じ、応募者に対して個別に応募図書の内容確認、追加書類の提出の依頼・ヒアリング等

を行うことがある。

- ア 企画提案者の概要等（企画提案者の企業概要、担当者の氏名および連絡先）
- イ 業務実績（5件まで。本業務と類似した内容が望ましい。）
- ウ 企画構成（企画等のアイデア・ノウハウ、業務内容の理解度・優良性・実現可能性等）
- エ 実施体制（業務実施体制、（必要に応じ）関係団体・企業等との協力関係の見込み等）
- オ 実施スケジュール
- カ 見積書（経費の妥当性）
- キ その他（業務を遂行するに当たっての創意工夫 等）

- (2) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。
- (3) 契約予定者は、県が指定する期日までに正式な見積書を提出する。
- (4) 見積書の内容を精査の上、県と契約者とで随意契約により契約を締結する。

5 契約金額の上限

契約金額の上限は14,000千円（消費税込）とする。

6 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

7 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (5) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (6) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (7) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (8) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (9) 受託者は、本事業の審査会により選定されたキャッチコピーおよびロゴマークについて、その作品が商標権を侵害していないことを第三者による調査により証明し、県民アンケート実施時までに県に報告すること。また、その作品が自作・未発表で、同一作品または類似作品が他のコンテスト等へ応募または発表予定でないこと、第三者の著作権を侵害するものではないこと、受託者が認識している限り意匠権その他の知的財産権の一切の権利を侵害するものではないことを確約すること。なお、これらの違反があった場合にはその一切の責任を受託者が負うこととする。
- (10) 本業務において募集されるキャッチコピーおよびロゴマークについて、募集過程に関する情報等の関連資料を確認することがある。
- (11) 本業務において募集されるキャッチコピーおよびロゴマークについて、協議の上で県から修正を求めることがあることをあらかじめ了知すること
- (12) 本業務の遂行により新たに生じた商標権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。そ

の場合、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。

- (13) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (14) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。